

ふれあいメロディーの放送時間が変更

11月1日から、「ふれあいメロディー」(定時放送)の放送時間が変わります。

■放送時間 午後4時30分(11月～令和2年3月)

■地域安全課防災消防係 ☎042-387-9807

代理人が手続きをする場合は委任状を

市民課で代理人が各種手続きをする場合は、原則として本人(依頼する人)直筆の委任状と代理人(来庁者)の運転免許証、保険証などの本人確認書類が必要です。

また、請求の際には、住民票、戸籍関係書類の具体的な請求理由を明らかにしていただく場合があります。

なお、印鑑登録、印鑑登録証明書書の交付、マイナンバー関係は取り扱いが異なります。※委任状の書式は、市ホームページに掲載してあります。

【委任状が必要でない場合】

次の方が来庁する場合は、委任状は必要ありません。
▽住民票同一世帯の方
▽戸籍関係書類(該当の戸籍に名前が記載されている方、直系の親族(親子等))※ただし、戸籍関係書類のうち身分証明書・自身証明書は、本人以外の方が来庁する際には委任状が必要です

任状が必要ですが

▽住所異動(転入・転出は市内で同一世帯の方、転居(市内での住所変更)は引っ越し後の住所で同一世帯の方)
■市民課市民係 ☎042-387-9830

住宅用地の建て替え

特例制度

市内にある既存の住宅用家屋を建て替える際は、令和2年1月1日現在、更地や建設途中で家が完成していない場合、住宅用地の特例制度が適用されず、土地の固定資産税・都市計画税の税額が上がります。

ただし、一定の条件を満たしていれば引き続き特例制度の適用が受けられます。(令和2年度課税の対象です)
適用条件等、詳しくはお問い合わせください。

■資産税課土地係 ☎042-387-9821

街路灯が点灯していないときはご連絡を

市が管理している街路灯には、設置している柱にピンク色の管理プレートで4桁の管理番号を表示しています。街路灯が点灯していないときは、管理番号をご連絡ください。

また、街路灯の中には商店会が管理しているものや東京都が管理しているものがあります。街路灯に商店会等の名称が入っていればその商店会へ、東京都のマークがついていれば東京都建設局北多摩南部建設事務所小金井工区 ☎042-326-8862へご連絡

ください。



※連絡を受けてから修理までは通常3日前後かかります

■交通対策課交通対策係 ☎042-387-9850

不用品交換コーナー

資源の節約、ごみの減量のため、家庭で使用しなくなった不用品を紹介するコーナーを設置しています。

■対象品 家具、電気製品、一般機器、幼児用品などで破損していないもの

■利用方法 直接、経済課(市役所第二庁舎4階)へお申し込みください。登録カードを不用品交換コーナーに掲示して紹介します(掲示は4か月間)。当事者間で直接交渉し、必ず交渉結果をご連絡ください

■市内在住の方に限ります
■経済課消費生活係 ☎042-387-9831



都営住宅の入居者募集

■募集内容 ▽家族向け・単身者向け(一般募集住宅) ▽若年夫婦・子育て世帯向け(定期使用住宅)

期使用住宅)

■申込書配布期間 11月5日(火)～13日(水)

■申込書記布場所 まちづくり推進課(市役所第二庁舎5階)、市役所第二庁舎1階受付、管財課(市役所本庁舎1階)、施設管理室(同一階、夜間・休日のみ)、東京都住宅供給公社ホームページ (<http://www.to-kousya.or.jp/>)

■他募集内容、申込資格等詳しくは、「都営住宅入居者募集のご案内」をご覧ください

■申込受付 11月18日(必着)までに、郵送で渋谷郵便局へ

■J K K 東京募集センター

☎0570-010-810 11月5日～18日 ☎03-3498-8894、まちづくり推進課住宅係 ☎042-387-9861

■DV防止普及啓発パネル展を開催

11月25日は、女性に対する暴力撤廃国際日です。内閣府では、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取り組みを一層強化することを目的とし、11月12日～25日に「女性に対する暴力をなくす運動」を実施します。

市も同運動に伴い、11月12

秋の火災予防運動

「もう一度 確認 安心 火の用心」
作者 菅野珠加さん・江戸川区在住
(令和元年度東京消防庁防火標語)

11月9日(土)～15日(金)は秋の火災予防運動です。特に「寝たばこをしない」「こんろは火をつけたまま離れない」「ストーブの近くに燃えやすいものを置かない」ようにしましょう。

■小金井消防署予防課 ☎042-384-0119

■消防団員による巡回広報活動

消防団および小金井消防署では、市民の皆さんに防火に対する意識を高めてもらうため、市長・市議会議長等の参加のもと市内巡回

広報を行います。消防団員は、職業を持つかたわら、昼夜を問わずに発生する各種災害に備え、常に訓練を積み重ね、市民の皆さんの生命や財産を守り、また、安全で住みよいまちづくりのために、積極的に活動しています。なお、秋の火災予防運動の期間中は、夜間巡回広報活動を強化して行います。11月10日(日) 午前10時ごろ

■地域安全課防災消防係 ☎042-387-9807

ちようけいコーナー



市ホームページQRコード

【市民懇談会を開催】

第5次基本構想(素案)の中間報告と市民の皆さんの意見を伺います。

■11月16日(土)午後5時30分～7時、17日(日)午後2時～3時30分

■市役所本庁舎3階第一会議室

■各日30人程度

■11月11日正午までに、電話、ファクスまたはEメールで氏名、保育・手話・英語通訳の有無を明記し、企画政策課企画政策係へ

【基本構想(素案)の概要】

策定の目的と意義・役割、位置付け、背景、将来像、まちづくりの基本姿勢、政策の取組方針で構成されています。

新たな市の将来像を定め、実現に向けた政策を示すものです。素案は、市民懇談会開催までに市ホームページで公開します。

— ◇ 共通 ◇ —

■企画政策課企画政策係 ☎042-387-9800 FAX 042-387-1224 s010199@koganai-shi.jp

パートナーからの暴力に悩んでいませんか

ドメスティックバイオレンス(DV)は、殴る、ける等だけでなく、精神的・社会的・性的・経済的な暴力など、さまざまな形で現れ、被害を受けた人の

心や身体を傷つけてしまう人権侵害です。

ひとりで悩まず、まずはご相談ください。

■企画政策課男女共同参画室 ☎042-387-9853

相談先	
企画政策課男女共同参画室	042-387-9853
東京ウィメンズプラザ	03-5467-2455
東京都女性相談センター	03-5261-3110
東京都女性相談センター多摩支所	042-522-4232
警視庁総合相談センター	03-3501-0110
東京都女性相談センター(夜間・緊急時)	03-5261-3911

日(火)～25日(月)に「DV防止普及啓発パネル展」を開催します。ぜひご覧いただき、DV防止の輪を広げてください。

■市役所第二庁舎入口 企画政策課男女共同参画室 ☎042-387-9853